

ケアライフ小鯖非常災害時の対応について

・立地条件

当施設は海拔/標高 47m となり、津波による被害の危険性は低い。ただし施設は山間に立地しているため、台風等による土砂災害の河川氾濫による浸水はないが、土石流による土砂災害の可能性はある。

・災害情報入手方法

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信を行います。

・災害時の連絡先

ケアライフ小鯖 083-941-1765

施設社用携帯 080-3348-2452

・指揮体制

役割	担当者
災害対策部長	施設長
災害対策副部長	管理者
看護班長	看護員
介護班長	介護員
設備等担当班	事務員

・避難の判断基準と対応

地震における基準と対応	震度 6 弱以上の地震が発生し、施設や周辺地域の被害状況に応じ避難。避難場所は小鯖地域交流センターとし避難方法は職員誘導の元、状況に応じ車両か徒歩にて行う。
風水害における	大雨特別警報や土砂災害、洪水警報等が発表され、施設や周辺地域の被害状況に応じ避難。 大雨や洪水警報については 2 階フロアに避難。土砂

基準と対応	災害警報時の避難場所は小鯖地域交流センターとし 避難方法は職員誘導の元、状況に応じ車両か徒歩に て行う。
-------	--

・避難場所までの避難経路



・人員体制と参集基準

当社は、大規模な災害発生時には、勤務外の職員にも緊急出勤を要請していくことに
します。また、災害発生時には通信手段が不通になることを前提として、あらかじめ職員
の参集基準を以下のとおりとします。

参集方法	緊急連絡網による参集	自動参集
判断基準	甚大な被害が生ずると推測される場合 ・大雨特別警報や土砂災害、洪水警報 等が発表され、施設や周辺地域の 被害状況が確認できた場合	甚大な被害が生じた場合 ・震度 6 弱以上の地震や豪雨災害等 が発生し、施設に被害が及んでい る場合
地 震	・施設所在地域で震度 5 弱が 発生したとき	・施設所在地域で震度 6 弱以上 が発生したとき
水 害	・大雨、洪水、暴風雨、高潮特別警報 等が発令され、施設所在地域で浸 水等による被害が発生しそうなと き	・大雨、洪水、暴風雨、高潮特別警報 等が発令され、施設所在地域で浸 水等による被害が発生しそうなと き

その他	・ 地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象があり、警戒態勢が必要なとき	・ 地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象が発生したとき
-----	------------------------------------	-----------------------------

・ 役職員等の緊急出勤の基準

災害の程度	管理職等	役職者	一般職員等
震度 6 以上	自発的に出勤	自発的に出勤	自発的に出勤
震度 5 強・弱	自発的に出勤し、施設の被災程度から、必要と判断した場合は職員に出勤指示	役職員等の指示・連絡により出勤	役 職 員 等 の 指 示・連絡により出勤
震度 4 以下	施設職員との連絡により、必要と判断した場合は出勤指示	同上	同上
風水害による被災	同上	同上	同上

ただし、下記の状態にある職員は対象外とします

- ① 職員自身、もしくは家族が負傷している場合
- ② 自宅建物が被災し家族が危険な状態にある場合
- ③ 小学生以下の家族の所在が不明でかつ連絡がとれない場合
- ④ 小学生以下の家族が自宅にいて、他に保護する家族がいない場合
- ⑤ 同居家族に高齢者や病人がおり、他に保護する家族がいない場合
- ⑥ 職員自身が外出先で帰宅難民となり、出勤が不可能な場合

・ 基本的対応事項

災害発生直後	・ 職員の安全確保 ・ 利用者の安否確認 ・ 利用者の見守り、声かけ、怪我の処置
--------	--

	・ ライフラインの確認 ・ 施設内外や設備の被害状況の確認
発生後	・ 参集職員と施設職員で対策会議 ・ 業務の再編成と職員の役割分担を決定 ・ 利用者家族やケアマネジャーへの連絡 ・ 法人本部と協議 ・ B C P 発動
2 日目以降	・ 優先業務の決定 ・ 休止の有無について本部と協議 ・ 利用者へ電話訪問 ・ ライフラインや建物の復旧状況により業務通常化へ

・ 非常災害対策計画

当施設の計画については HP へ掲載しておりますので定期的なご確認をお願い致します。